

平成29年度会費等の額及び徴収の方法について(案)

1. 入会金の額及び徴収方法

- (1) 入会金の額は、平成29年度中に公益社団法人競走馬育成協会(以下「協会」という。)に入会した正会員1名につき、30,000円、準会員1名につき、10,000円とする。
- (2) 入会金の徴収は、その会員の入会時とする。

2. 会費の額及び徴収の方法

- (1) 会費の額は、会員割及び頭数割によるものとし、年度中途に入会する会員についても同じとする。
 - ① 会員割にあつては、平成29年度中に正会員、準会員の資格を保有する会員1名につき、5,000円とする。
 - ② 頭数割にあつては、正会員について以下のとおりとする。

1月1日在厩の育成届出頭数(2015年産駒の頭数)が5頭以内の会員にあつては一律5,000円とする。

育成届出頭数が5頭を超える会員にあつては5,000円に5頭を超える1頭につき1,000円を乗じた額を加えて得た額(6頭以上の育成届出頭数×1,000円)とする。

ただし、年度中途に入会した会員にあつては入会時の育成届出頭数とする。
- (2) 会費の徴収は、平成29年4月30日までとする。ただし、入会する会員にあつては入会時とする。

3. 賛助会員の会費の額及び徴収の方法

- (1) 賛助会員の会費の額は、賛助会員1名につき、1口10,000円とし、1口以上とする。
- (2) 賛助会費の徴収は、平成29年4月30日までとする。ただし、入会する賛助会員にあつては入会時とする。